

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を
改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係
	勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛生・健康管理係
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係
	指導課	指導事務係 支援教育係
中学校給食推進室		

」

を

「

職員部	教職員企画課	
	教職員人事課	
	給与厚生課	
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係
	指導課	指導事務係 支援教育係
健康給食推進室		

」

に改める。

第4条の表総務部の部庶務課の項第6号中「定数配置」の次に「及び人事評価」を加え、同表職員部の部中第1号及び第2号を削り、教職員課の項を次のように改める。

教職員企画課

- (1) 教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。
- (2) 教職員の定数に関すること。
- (3) 学級編制に関すること。
- (4) 教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。
- (5) 職員団体等に関すること。
- (6) 職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。

教職員人事課

- (1) 教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。
- (2) 教職員の配置及び人事評価に関すること。
- (3) 教職員に係る争訟に関すること。
- (4) 教職員の選考に関すること。
- (5) 教育職員免許に関すること。

第4条の表職員部の部勤労課の項中「勤労課」を「給与厚生課」に改め、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、同表学校教育部の部健康教育課の項第1号中「、」を「及び」に改め、「及び給食指導」を削り、同項中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同表中学校給食推進室の部中「中学校給食推進室」を「健康給食推進室」に改め、第3号を第6号とし、第2号を第5号とし、第1号を第4号とし、同号の前に次の3号を加え

る。

- (1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。
- (2) 学校給食に関すること。
- (3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。

第9条第1号中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条～第2条 略)			○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 昭和46年10月14日教委規則第19号 (第1条～第2条 略)		
(内部組織)			(内部組織)		
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。		
総務部	庶務課	庶務係 経理係	総務部	庶務課	庶務係 経理係
	企画課			企画課	
	学事課			学事課	
教育環境整備推進室			教育環境整備推進室		
職員部	教職員企画課		職員部	教職員課	人事第1係 人事第2係
	教職員人事課			勤労課	制度・調整係 給与係 厚生係 安全衛
	給与厚生課				生・健康管理係
学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係	学校教育部	健康教育課	学校保健・体育係 給食係
	指導課	指導事務係 支援教育係		指導課	指導事務係 支援教育係
健康給食推進室			中学校給食推進室		
生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係	生涯学習部	生涯学習推進課	企画係 振興係
	文化財課			文化財課	
(事務分掌)			(事務分掌)		
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。			第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。		
総務部			総務部		
(1) 人権・共生教育に関すること。			(1) 人権・共生教育に関すること。		
(2) 教育改革の推進に関すること。			(2) 教育改革の推進に関すること。		
(3) 学校運営協議会に関すること。			(3) 学校運営協議会に関すること。		
庶務課			庶務課		
(1) 公印及び文書の管理の総括に関すること。			(1) 公印及び文書の管理の総括に関すること。		

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (2) 儀式、表彰及び交際に関すること。 (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関すること。 (4) 事務局内の事務改善に関すること。 (5) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (6) 職員の定数配置及び人事評価に関すること。 (7) 事務局指定管理者評価選定委員会に関すること。 (8) 教育委員会の会議に関すること。 (9) 教育行政の相談に関すること。 (10) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関すること。 (11) 予算及び決算に関すること。 (12) 財務事務の指導に関すること。 (13) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関すること。 (14) 情報公開制度の総括に関すること。 (15) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関すること。 (16) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関すること。 (17) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> (2) 儀式、表彰及び交際に関すること。 (3) 事務局内の連絡調整及び議会との連絡に関すること。 (4) 事務局内の事務改善に関すること。 (5) 職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。 (6) 職員の定数配置に関すること。 (7) 事務局指定管理者評価選定委員会に関すること。 (8) 教育委員会の会議に関すること。 (9) 教育行政の相談に関すること。 (10) 非常勤職員及び臨時的任用職員に関すること。 (11) 予算及び決算に関すること。 (12) 財務事務の指導に関すること。 (13) 条例、規則、規程等の立案審査並びに教育関係法規の調査、研究及び解釈に関すること。 (14) 情報公開制度の総括に関すること。 (15) 児童、生徒及び幼児（以下「児童等」という。）に係る学校事故の賠償に関すること。 (16) 争訟等（教職員に係るものを除く。）に関すること。 (17) 事務局内の他の課の所管に属しないこと。
<p>企画課</p>	<p>企画課</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。 (2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。 (3) 広報及び広聴に関すること。 (4) 学校の適正規模、適正配置に関すること。 (5) 通学区域の変更に関すること。 (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。 (2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。 (3) 広報及び広聴に関すること。 (4) 学校の適正規模、適正配置に関すること。 (5) 通学区域の変更に関すること。 (6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。
<p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学に関すること。 	<p>学事課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 児童等の就学に関すること。

改正後	改正前
<p>(2) 児童等の就学奨励に関すること。</p> <p>(3) 奨学金に関すること。</p> <p>(4) 学校用物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 学校用物品の寄附受納に関すること。</p> <p>(6) 学校財務事務の指導に関すること。</p>	<p>(2) 児童等の就学奨励に関すること。</p> <p>(3) 奨学金に関すること。</p> <p>(4) 学校用物品の調達に関すること。</p> <p>(5) 学校用物品の寄附受納に関すること。</p> <p>(6) 学校財務事務の指導に関すること。</p>
<p>教育環境整備推進室</p> <p>(1) 学校施設の国庫支出金、起債等に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定に関すること。</p> <p>(4) 学校施設の新築及び増改築に関すること。</p> <p>(5) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、市長が管理し、執行する施設を除く。）の新たな事業手法の導入による新築及び増改築に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の用地の取得に関すること。</p> <p>(7) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の保全及び管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(9) 学校施設の新築及び増改築に伴う物品の調達に関すること。</p> <p>(10) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、市長が管理し、執行する施設を除く。）の目的外使用許可に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の寄附受納に関すること。</p> <p>(12) 学校施設及び学校設備の営修繕に関すること。</p> <p>(13) 教育施設整備に係る技術指導に関すること。</p>	<p>教育環境整備推進室</p> <p>(1) 学校施設の国庫支出金、起債等に関すること。</p> <p>(2) 学校施設の設置及び廃止に関すること。</p> <p>(3) 通学区域の設定に関すること。</p> <p>(4) 学校施設の新築及び増改築に関すること。</p> <p>(5) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、市長が管理し、執行する施設を除く。）の新たな事業手法の導入による新築及び増改築に関すること。</p> <p>(6) 学校施設の用地の取得に関すること。</p> <p>(7) 教育財産の管理の総括に関すること。</p> <p>(8) 学校施設の保全及び管理に係る業務の委託に関すること。</p> <p>(9) 学校施設の新築及び増改築に伴う物品の調達に関すること。</p> <p>(10) 教育施設（川崎市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成21年川崎市条例第47号）により、市長が管理し、執行する施設を除く。）の目的外使用許可に関すること。</p> <p>(11) 学校施設の寄附受納に関すること。</p> <p>(12) 学校施設及び学校設備の営修繕に関すること。</p> <p>(13) 教育施設整備に係る技術指導に関すること。</p>
<p>職員部</p>	<p>職員部</p> <p><u>(1) 県費負担教職員の給与等の負担の移管に関すること。</u></p> <p><u>(2) 市立小学校、中学校及び特別支援学校の学級編制の基準並びに</u></p>

改正後	改正前
<p><u>教職員企画課</u></p> <p>(1) <u>教職員の人事施策に係る調整、調査及び企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員の定数に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学級編制に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教職員の給与等の国庫負担金等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員団体等に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</u></p> <p><u>教職員人事課</u></p> <p>(1) <u>教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員の配置及び人事評価に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教職員に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教職員の選考に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育職員免許に関すること。</u></p> <p><u>給与厚生課</u></p> <p>(1) <u>職員等の給与の支給に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員等の被服貸与に関すること。</u></p> <p>(3) <u>一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公立学校共済組合との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(6) <u>職員等の旅費の認定に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員等の福利厚生に関すること。</u></p> <p>学校教育部</p>	<p><u>県費負担教職員の定数に係る権限の移譲に関すること。</u></p> <p><u>教職員課</u></p> <p>(1) <u>教職員の任免、昇給、昇格、分限、懲戒、服務、人事記録その他の人事及び研修に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教職員の定数配置に関すること。</u></p> <p>(3) <u>学級編制に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教職員に係る争訟に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教職員の選考に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育職員免許に関すること。</u></p> <p><u>勤労課</u></p> <p>(1) <u>職員団体等に関すること。</u></p> <p>(2) <u>職員及び教職員（以下「職員等」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。</u></p> <p>(3) <u>職員等の給与の支給に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員等の被服貸与に関すること。</u></p> <p>(5) <u>一般財団法人川崎市立学校教職員互助会に関すること。</u></p> <p>(6) <u>公立学校共済組合との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員等の安全衛生管理及び公務災害補償に関すること。</u></p> <p>(8) <u>職員等の旅費の認定に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員等の福利厚生に関すること。</u></p> <p>学校教育部</p>

改正後	改正前
<p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育及び安全教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 児童等の保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関すること。</p> <p><u>(5)</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。</p> <p><u>(6)</u> 学校保健会に関すること。</p> <p><u>(7)</u> 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 学校体育に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校の運営に関すること。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関すること。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>(6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</p> <p>(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</p> <p>(8) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。</p> <p>(9) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>(10) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</p>	<p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>健康教育課</p> <p>(1) 保健教育、安全教育及び給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 児童等の保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 学校の環境衛生に関すること。</p> <p>(4) 児童等の通学等に係る安全対策に関すること。</p> <p><u>(5) 学校給食に関すること。</u></p> <p><u>(6) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。</u></p> <p><u>(7)</u> 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師との連絡調整に関すること。</p> <p><u>(8)</u> 学校保健会に関すること。</p> <p><u>(9)</u> 独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の災害補償給付に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 学校体育に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 学校体育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(1) 学校の教育に係る調査及び企画立案に関すること。</p> <p>(2) 学校の運営に関すること。</p> <p>(3) 学校の教育課程の編成に関すること。</p> <p>(4) 学校の教科用図書その他教材の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 教科用図書選定審議会に関すること。</p> <p>(6) 学校等の学習指導及び児童等の指導に関すること。</p> <p>(7) いじめ防止対策連絡協議会等に関すること。</p> <p>(8) 支援教育（特別支援教育を含む。）に関すること。</p> <p>(9) 学校及び特別支援教育に係る教育研究団体の教育活動の振興に関すること。</p> <p>(10) 総合教育センターとの連絡調整に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>健康給食推進室</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること</u> <u>(2) 学校給食に関すること。</u> <u>(3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。</u> <u>(4) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。</u> <u>(5) 中学校給食推進会議に関すること。</u> <u>(6) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。</u> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の調査及び企画立案に関すること。 (2) 生涯学習の推進体制の整備に関すること。 (3) 生涯学習に係る職員の研修に関すること。 (4) 社会教育委員に関すること。 (5) 青少年教育及び成人教育に関すること。 (6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関すること。 (7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関すること。 (8) 図書館に関すること。 (9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。 (10) 大ホール等の優先申請利用調整会議に関すること。 (11) 青少年教育施設の総括に関すること。 (12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関すること。 (13) 学校施設の有効活用に関すること。 (14) 特別開放施設に関すること。 <p>文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。 (2) 文化財審議会に関すること。 (3) 橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること。 	<p><u>中学校給食推進室</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。</u> <u>(2) 中学校給食推進会議に関すること。</u> <u>(3) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。</u> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生涯学習の調査及び企画立案に関すること。 (2) 生涯学習の推進体制の整備に関すること。 (3) 生涯学習に係る職員の研修に関すること。 (4) 社会教育委員に関すること。 (5) 青少年教育及び成人教育に関すること。 (6) 社会教育関係団体（青少年団体、文化団体、スポーツ関係団体及びレクリエーション関係団体を除く。）に関すること。 (7) 公益財団法人川崎市生涯学習財団に関すること。 (8) 図書館に関すること。 (9) 教育文化会館及び市民館相互間の連絡調整に関すること。 (10) 大ホール等の優先申請利用調整会議に関すること。 (11) 青少年教育施設の総括に関すること。 (12) 有馬・野川生涯学習支援施設の総括に関すること。 (13) 学校施設の有効活用に関すること。 (14) 特別開放施設に関すること。 <p>文化財課</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化財の調査、資料の収集、保存及び活用に関すること。 (2) 文化財審議会に関すること。 (3) 橘樹官衛遺跡群調査整備委員会に関すること。

改正後	改正前
<p>(4) 文化財関係団体に関する事。</p> <p>(5) 地名資料の収集及び活用に関する事。</p> <p>(6) 日本民家園及び青少年科学館に関する事。</p> <p>(7) 博物館の登録等に関する事。</p> <p>(第5条～第8条 略)</p> <p>(主管事務の決定)</p> <p>第9条 主管の明らかでない事務は、次の各号に定めるところにより決定する。</p> <p>(1) 部間及び部室間にあつては、<u>教育次長</u></p> <p>(2) 課間にあつては、部長</p> <p>(3) 係間にあつては、課長</p> <p>(以下 略)</p>	<p>(4) 文化財関係団体に関する事。</p> <p>(5) 地名資料の収集及び活用に関する事。</p> <p>(6) 日本民家園及び青少年科学館に関する事。</p> <p>(7) 博物館の登録等に関する事。</p> <p>(第5条～第8条 略)</p> <p>(主管事務の決定)</p> <p>第9条 主管の明らかでない事務は、次の各号に定めるところにより決定する。</p> <p>(1) 部間及び部室間にあつては、<u>教育長</u></p> <p>(2) 課間にあつては、部長</p> <p>(3) 係間にあつては、課長</p> <p>(以下 略)</p>